

# 釈文

## (一) 左京三条一坊十六坪出土漆紙文書 第三二次調査 6A A I

SK三九九五土坑

### 一 (漆附着面)

× □ 年九 浮浪和 □<sub>(銅カ)</sub>  
× □ 年十 小子  
× □ 年、正 × □ ×  
× × 年 ×

RG60

本文書は漆附着面を内側にして八つ折りにされているが、そのあとで破壊を被っている。現状では縦四・八cm、横四・〇cmの三角形を呈しているが、仮に展開

しても各片が直接つながらないため、もとの大きさや、かぶせられていた漆容器の形態などを推定することができない。墨痕は最も外側に出ている断片の漆附着面に四行残り、オモテ面から左文字で確認できる。行間は約二・一cm、字の大きさは本文〇・九cm、双行部〇・六cm四方。整った楷書体で書かれる。界線、印影などは確認できないが、これは裏面から観察していることによるのかも知れない。

内容は、人名の下に年齢と年齢区分（現存部分では小子と正女に限られる）を細字双行で記した歴史名であり、その下に「浮浪」の註記があるものもみえる。このことからすると計帳に類似した文書であろう。整った文字で記されているので、各戸から提出された手実ではなく、浄書されたものであろう。

二行目と三行目では、人名の右傍に墨点がそれぞれ二カ所ずつ残る。両者とも上下の間隔は約二・一cmである。二例につきそれぞれ二点しかないので確言できないが、この間隔から考えて画指であるとみても矛盾はない。但し、これが付された時点が、この計帳様文書作成と同時にあるか、後に何らかの目的でこの歴史名を使用した際なのかは明らかではない。なお、現存計帳類には同様の画指の例はない。

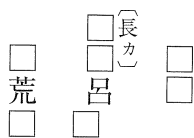
正倉院に現存する京畿内の計帳における浮浪逃亡註記は、「逃」と記すもの、「(某所に)在」と記すものに限られ、「浮浪」と記すものは本資料が初めて見つかった例となる。その下の「和」の次の文字は、金偏の第三画目までが残るので、「和銅」となり、浮浪認定年次の註記である。

次に、本文書の年代であるが、浮浪逃亡者の計帳記載については、戸令戸逃走条に規定する三周六年法が実際には行われていないことが、天平五年（七三三）「右京計帳」などから知られる。そこで年齢を手がかりとすると、数え年九歳の者が和銅年間（七〇八―七二五）に浮浪と認定されていることからすれば、文書の内容上の年代は、和銅元年以降、養老七年（七三三）以前となる。

(二) 平城宮跡東南隅出土漆紙文書 第三二次補足調査 6 A A I

SD四一〇〇A溝

二(オモテ面)



C161

縦五・二cm、横九・五cmの断片である。文字はオモテ面に認められ、三行残存している。二行目の左に界線状の縦線が認められるが、明確でない。

三(オモテ面)

〔番カ〕  
□厘長

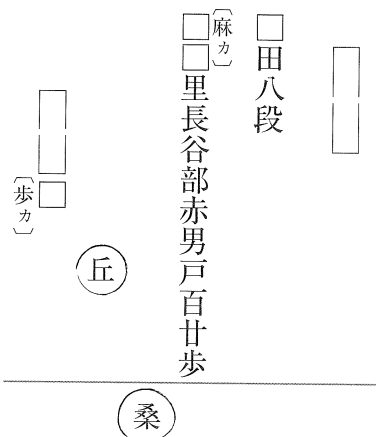
C161

現状で縦九・七cm、横五・二cmの断片であるが、一部分折れ曲がっている。文字はオモテ面に認められ、一行残存している。界線などは確認できない。

(三) 左京二条二坊六坪出土漆紙文書 第六八次調査 6 A L G

SD五七八〇溝

四(オモテ面)



Bp56

縦八・〇cm、横四・八cmの不整形の断片で、他にも直接は接続しないが同一紙とみられる断片がある。オモテ面に四行の墨書が認められる。行間は約〇・九cm、字の大きさは約〇・五〜〇・七cm四方である。この他、横界状の墨線があること、「丘」「桑」の字が○で囲まれていることが注意される。三行目に戸主名の下に田積を記載する。戸主の本貫と思われる地名表記に「里」とあることから、この文書は郡里制もしくは郡郷里制下のものである。なお、里名の二文字目は糸偏の文字である。

五 a (オモチ面)

冊

□□  
□□<sup>〔廿カ〕</sup>

寶龜二年



五 b (漆付着面)

□□<sup>〔右カ〕</sup>  
□□<sup>〔手カ〕</sup>同坊

□□<sup>〔手カ〕</sup>実

□□<sup>〔手カ〕</sup>式拾肆人

□□<sup>〔手カ〕</sup>人

□□<sup>〔手カ〕</sup>人

□□<sup>〔手カ〕</sup>定良大小口式拾肆人

□□<sup>〔手カ〕</sup>式人

□□<sup>〔手カ〕</sup>一人部 八人小子 一人黄 □□

BP56

漆付着面を内側に二つ折りにして廃棄されており、その状態で縦九・八 cm、横九・〇 cm を測る。展開すると直径約一八 cm の円形に復元できる。紙継目はない。オモチ面は肉眼でも墨痕を観察できるが、資料を水で濡らし、赤外線テレビカメラで観察することにより漆付着面の文字も確認できる。

オモチ面(五 a)には四行の墨書があるが、三行目と四行目の間に約五行分の空白がある。行間は約一・九 cm、字の大きさは約〇・八 cm 四方である。界線などは確認できない。宝龜二年(七七二)の年紀があるが、月日のない点や記載位置からすると、文書作成年そのものとは考え難い。

漆付着面(五 b)には八行の墨書が認められ、行間は約一・五 cm、字の大きさは約一・二 cm 四方である。縦界線が確認でき、界幅は約一・五 cm である。内容は左京または右京の計帳で、ある戸の冒頭の統計記載である。正倉院に現存する計帳と比較すると、一行目から順に、本貫、戸主名+「手実」、去年の計帳の口数合計、帳後破除の口数、帳後新附の口数、今年の計帳の口数合計、不課口数の合計、不課口の内訳といった記載内容であろう。但し、各行の書き出し位置を推定すると、他の計帳と合わない点があり、検討を要する。また、「手実」とあるが、本貫が「同坊」と直前の戸をうけた記載であり、また直前に紙継目もないので、各戸から提出された手実を貼り継いだものではなく、これを浄書したものである。本計帳の作成年は、三歳以下の年齢区分として「黄」字を用いていることから、天平勝宝九歳(天平宝字元年、七五七)の養老令施行以降であろう。大数字、楷書体を用いていること、界線を有することなどからすれば、五 b が一次文書で五 a が二次利用であろう。

(四) 左京八条三坊十坪出土漆紙文書 第九三次調査 6 A H J

SD 一五五溝

六 (オモテ面)



水猪

HR59

七 (オモテ面)

(濃カ)  
中

HR9

同時に出土した漆容器蓋紙は、接合すると二一片の断片となる。これらは本来同一の蓋紙であった可能性が高いが、相互の位置関係は不明である。墨書はこのうち九片のオモテ面に計二〇文字分確認できる。まとまった墨書のある二片について積文を掲げた。六は、縦七・五cm、横六・二cm、七は、縦三・二cm、横一・八cmを測る。六についてみると、字の大きさは約一・四cm四方、行間は約一・九cmである。界線、印影、漆附着面の墨痕などは確認できない。漆容器の縁辺部にあたる円弧状の部分が残っており、これから直径を推定すると、約一五〜一八cmと考えられる。

(五) 左京二条二坊十三坪出土漆紙文書

第一三二―三一次調査 6 A F F

包含層

八 (オモテ面)



十一日分

(進カ)

FGZ

漆のパレットに用いられたと思われる直径二二・八cmの漆附着土師器の椀A (平城宮土器IV) に附着している。紙自体の遺存状況は極めて悪い。オモテ面にわずかに文字が確認できた。比較的残りの良い部分で観察すると、字の大きさは約〇・八cm四方である。界線・印影などは認められない。漆附着面については水で濡らすなどの方法で観察を試みたが、墨痕は確認できなかった。



できないので積文表記では省略した。

漆附着面(九b)は、九b-1・2からなる。これらはいずれも漆塊に接続するが、互いに離れており、位置関係を確定することができないため、二分して積文を提示した。文字の大きさなどについては、紙がしわになった部分にあるため、計測は困難である。九b-1は、人名を列記し、年齢を記したもので、九aと類似するが、女性名の「メ」の表記が異なる。なお、九b-2については、実体顕微鏡による観察の結果、当該部分に紙の繊維の付着がなかったため、『年報一九九八―一九九八年』では曲物側板の墨書であるとした。しかし、再度観察したところ、紙がないとしても、木質部分自体も残っているわけではないので、もともと紙に書かれていた墨書が、紙の繊維が失われても漆の中に浮いた状態で固まり、残ったものと判断した方が良くという結論に達したので、漆紙文書として報告することとした。なお、九bは漆塊の側板に相当する部分にあたり、写真撮影は技術的に困難であるため、図版には漆塊から分離した断片の写真のみ掲載した。

### (七) 右京八条一坊十四坪出土漆紙文書

大和郡山市教育委員会調査 6A11

#### SK二〇〇一土坑

#### 一〇(漆附着面)

#### 戸主

02

一〇-一四、一六-二八は、人名、年齢、年齢区分などの記載に相当すると考えられるもので、籍帳類の一部であると推定できる。これらは、紙背の墨書の有無、付着した漆の状態の違い、紙の重なりの有無などから、全てが同一の漆蓋紙に由来するかどうかは疑問であるが、同一の蓋紙でも部分により状態が異なることあり得るし、同一文書が切り分けられて異なる漆容器の蓋紙として用いられる可能性もあるので、同一個体を識別することは困難である。そこで、内容上関係が想定できるものを類聚した。

一〇は、縦二・一cm、横二・四cmの断片である。文字は漆附着面に書かれており、オモテ面から左文字で観察できる。文字の大きさは〇・六cm四方である。戸主の人名の冒頭に記載されたものであろう。

なお、SK二〇〇一は中地区Oに位置するが、小地区については、南北はK-O、東西は44-45に及ぶ。個々の文書の出土地点を特定することは困難であるため、Zとした。また、一一-五一についても同様のため、中・小地区記載を省略した。

一一 (オモテ面)



□部石村戸□

×財女□



縦七・〇cm、横七・八cmの断片である。オモテ面を内側にして二つ折りされていた。文字はオモテ面に四行確認できる。行間は二・六cm、文字の大きさは一・五cm四方である。人名を列記している。

一二 a (オモテ面)

□富売

足売

一二 b (漆付着面)

二□

□□

縦二・二cm、横三・三cmの断片である。文字は両面に確認できる。オモテ面

(一二 a) には、二行確認できる。行間一・八cm、文字の大きさは一・一cmである。人名を列記している。漆付着面(一二 b) は二行確認できるが、完存せず、計測は不可能である。

一三 a (オモテ面)

□塩麻×

一三 b (漆付着面)



縦二・三cm、横二・二cmの断片である。文字は両面に確認できる。オモテ面(一三 a) には、一行確認できる。文字の大きさは一・一cm四方である。男性の名前の一部であろう。漆付着面(一三 b) は二行確認できるが、大きさなどの計測は不可能である。

一四 a (オモテ面)

×廣富年×

一四 b (漆付着面)



縦四・一 cm、横三・七 cm の断片である。文字は両面に確認できる。オモテ面 (一四 a)、漆付着面 (一四 b) とともに一行あるが、文字の大きさなどの計測は不可能である。オモテ面には別の紙片 (一五) が付着している。

一五 (漆付着面)



一四 a とオモテ面どうしで密着した断片。二文字確認できるが判読できない。一四 b と一連のものか。

一六 (オモテ面)

歳

縦二・八 cm、横二・三 cm の断片である。文字はオモテ面に一文字確認できる。文字の大きさなどの計測は不可能である。年齢記載に関係するか。

一七 a (漆付着面)



歳

一七 b (オモテ面)



縦三・二 cm、横三・三 cm の断片である。文字は両面に確認できる。漆付着面 (一七 a) は、二行あるが、文字の大きさなどの計測は不可能である。年齢記載に関係するか。オモテ面 (一七 b) は二行あるが、文字の大きさなどの計測は不可能である。

一八 (漆付着面)

志拾



縦三・三 cm、横三・八 cm の断片。文字は漆付着面に二行確認できる。文字の大きさは一・三 cm 四方であるが、行間の計測は不可能である。一行目の左に縦の墨界線が確認できる。大数字だけなので確認できないが、書体の共通性、界線の共通性などから考えて、籍帳類の一部であり、年齢記載に相当すると推定できる。



一九 (漆付着面)

壹拾陸 □

縦三・八cm、横一・四cmの断片である。文字は漆付着面に一行確認できる。文字の大きさは一・一cm四方である。筆跡が一八とよく似ているので、同じ文書の同種の記載であろう。

二〇 a (漆付着面)

□ 参拾

□ □

二〇 b (オモテ面。aと天地逆)

□ □ 七

縦三・七cm、横三・二cmの断片である。文字は両面に確認できる。漆付着面(二〇a)は二行あり、文字の大きさは一・〇cm四方、行間は一・一cmである。大数字を記す。オモテ面(二〇b)は一行あるが、文字の天地は二〇aと逆である。

二一 (漆付着面)

肆

□ 玖

□ 深

二重に折りたたまれた状態で縦二・九cm、横六・六cmの断片である。文字は漆付着面に三行確認でき、オモテ面から左文字で観察できる。行間二・〇cm、文字の大きさは一・〇cm四方である。各行に大数字を記す。

二二 (オモテ面)

× 五

女十一

縦四・〇cm、横四・〇cmの断片である。文字はオモテ面に二行確認できる。二行は二本の縦界線にはさまれているので、細字双行部分と判断できる。界幅は一・八cmである。各行末の文字の下には横界線も確認できる。文字の大きさは〇・九cm四方であるが、行間は計測できない。内容は、男女の人数の統計に関する記載か。

二三 a (オモテ面)

□女

二三 b (漆附着面)

□百  
□

縦三・六 cm、横一・九 cmの断片である。文字は両面に確認できる。オモテ面(二三 a)には二文字確認できるが、位置関係からして「女」の字は細字右寄せ部分であろう。「女」の字の大きさは〇・九 cm四方である。行の右に縦界線、「女」の字の下に横界線がみえる。漆附着面(二三 b)には二行墨痕があり、数字を記している。

二四 (オモテ面)

×子  
小子

縦四・一 cm、横三・一 cmの断片である。文字はオモテ面に二行確認できる。行間は一・七 cm、文字の大きさは〇・九 cm四方である。内容は年齢区分を示す。

二五 (オモテ面)

□子

縦一・五 cm、横一・七 cmの断片である。文字はオモテ面に一行確認できる。文字の左に縦界線がみえる。文字の大きさなどは計測できない。これも年齢区分の記載か。

二六 a (オモテ面)

婢

二六 b (漆附着面)

□

縦一・七 cm、横一・五 cmの断片である。文字は両面に確認できる。オモテ面(二六 a)には一文字確認できる。字の大きさは〇・九 cm四方である。これも籍帳類の記載であろう。漆附着面(二六 b)は一文字確認できるのみである。

二七 (漆付着面)

□戸

縦二・九 cm、横三・二 cm の断片である。文字は漆付着面に一行確認できる。文字の左右に縦界線がわずかにみえる。界幅は一・六 cm。文字の大きさは〇・九 cm 四方である。

二八 (オモテ面)

式人 □

縦二・二 cm、横二・〇 cm の断片である。文字はオモテ面に一行確認でき、行末の文字は右に寄せている。字の大きさは一・〇 cm 四方である。

二九 (漆付着面)

×伯陸拾玖斛

×□参升穎稻肆□×

縦八・二 cm、横四・七 cm の断片である。墨痕は漆付着面に二行確認でき、オモテ面すなわち漆の付着していない面から左文字で観察できる。行間二・四 cm、字の大きさは一・二 cm 四方である。品目や数字、単位が釈読でき、稻穀と穎稻の数

量を追いつみで書いている。同様の記載形式の例は、正倉院文書正集二〇、天平二年(七三〇)大倭国大税帳(『大日本古文书』編年文書卷一、三九六頁〜四一三頁)などにもみられる。なお、二行目の第一字目は「斗」の可能性がある。最末尾の文字は「束」にはならない。三〇と漆付着面どうしで密着する。

三〇 (漆付着面)

□□

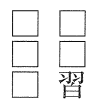
□上一  
上十三

縦三・八 cm、横六・四 cm の断片であるが、二九の漆付着面に密着している。墨痕は漆付着面に三行確認でき、オモテ面から左文字で観察できる。行間一・一 cm、字の大きさは〇・五 cm 四方である。字の大きさからみて、帳簿などの細字部分にあたる可能性がある。

三一 a (オモテ面)

稻十束

三二 b (漆付着面)



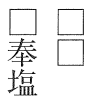
二重に折りたたまれた状態で縦四・二 cm、横六・五 cmの断片である。墨痕は両面に確認できる。オモテ面(三二 a)には一行あり、字の大きさは一・三 cm 四方である。稲の数量を記す。漆付着面(三二 b)は二行あり、オモテ面から左文字で観察できるが、不明瞭で、字の大きさ、行間などの計測は不可能である。

三二 (漆付着面)

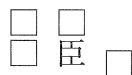
郡司

縦三・三 cm、横二・〇 cmの断片である。文字は漆付着面に一行確認できる。「郡」の上にかすかに横界線がみえる。字の大きさは〇・八 cm 四方である。

三三 a (漆付着面)



三三 b (オモテ面)



縦四・七 cm、横五・一 cmの断片である。文字は両面に確認できる。漆付着面(三三 a)には二行あるが、完存しないため、行間、字の大きさなどは計測できない。オモテ面(三三 b)には三行あり、文字の大きさは一・五 cm 四方であるが、行間は計測できない。

三四 (オモテ面)



寮  
〔牒カ〕

縦二・三 cm、横二・七 cmの断片である。文字はオモテ面に二行確認できるが、完存しないため、行間、字の大きさなどは計測できない。某寮発給の牒を示すと考えられるが、前に一行あるので冒頭の記載ではない。

三五（漆付着面）

× 呂申

□ 状

縦三・〇 cm、横六・一 cmの断片である。文字は漆付着面に二行確認でき、オモテ面から左文字で観察できる。文字の大きさは一・一 cm 四方、行間は二・〇 cm である。書状の一部である可能性がある。三五の漆付着面が三六のオモテ面に密着している。

三六（オモテ面）

□

縦五・七 cm、横六・〇 cmの断片である。三五と密着している。文字はオモテ面から一文字確認できるが、大きさなどは計測できない。

三七（オモテ面）

□ 淳吉

□ 淳小

縦二・六 cm、横三・五 cmの断片である。文字はオモテ面に二行確認できる。文字の大きさは〇・九 cm 四方、行間は一・六 cm である。

三八（オモテ面）

× □ 周 □ ×

× 正覚明 □ ×  
〔行カ〕

× 道法御 □ □ 師号仏 ×  
〔天人カ〕

× 世天 □ □ □ □ 梵 □ □ 従人 ×  
〔梵カ〕〔門カ〕〔志カ〕

自 □ □ 作證 □ □ 彼説法初妙 ×  
〔遊カ〕

妙 □ □ □ □ □ □ 具 □ □ □ □ 浄顕 □ □ □ ×  
〔義カ〕〔足カ〕

□ □ □ □ □ □ 曇 □ □ ×  
〔瞿カ〕

漆付着面を内側にして二つ折りにされた状態で、大きく三断片に分かれているが、接続、展開すると縦二一・二 cm、横一四・四 cmの断片となる。復元直径は約二一・五 cm である。非常に薄く、紙の遺存状態は良くない。文字はオモテ面に七行確認でき、行間は一・九 cm、文字の大きさは一・三 cm 四方である。界線は確認できない。内容は、二行目から六行目までは『中阿含経』卷第五十二の一部である。欠損部分を復元すると後掲のようになり、改行箇所の特定は困難であるものの、一行あたり一七文字で割り付けられたことが確認できる。この復元によ

れば、一行目と七行目は文字が経文と合致しない。一行目は当該巻題目の「中阿含経卷第五十二大品周那経第五」の「周」に、七行目は訳者名記載の「東晋罽賓三藏瞿曇僧伽提婆訳」の「瞿曇」にあたるか。但し、書写部分は「大品周那経第五」ではなく、同じ巻第五十二に含まれる「大品調御地経第七」の部分である。従って、経典の内容を理解した上で抜き書きしたものではなく、巻の冒頭の題目、訳者名と経典内の五行を適当に書写したものであろう。写経生の試字の類か。但し、試字だとするとあまり長くはならず、一紙で完結するはずである。同じ土坑から伴出した他の文書は卷子装であったと推定されるものがあり、反古紙が大量に払い下げられていた様子がうかがえるが、その状況からすると、試字が一紙の状態で供給されたとみるのは不自然である。何枚か貼り継がれた状態で調達されたか。

### 経文の復元（傍線部は釈読できる文字）

中阿含経卷第五十二大品周那経第五

時如来出世無所著等正覚明行成爲善逝

世間解無上士道法御天人師号仏衆祐彼

於此世天及魔梵沙門梵志從人至天自知

自覚自作證成就遊彼説法初妙中妙竟亦

妙有義有文具足清淨顯現梵行彼所説法

東晋罽賓三藏瞿曇僧伽提婆訳

（但し、各行の始まりの文字は確定できない。）

### 三九 a（オモテ面）

× □ ×  
× 廢業 ×  
× □ ×

### 三九 b（漆付着面）

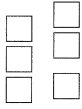
□ □ □  
□ □ □

縦三・三 cm、横三・八 cm の断片である。文字は両面にある。オモテ面（三九 a）には三行あり、行間は二・〇 cm、文字の大きさは一・〇 cm 四方である。但し、三行目は完存しないので計測できないが、大ぶりの文字で書かれている。漆付着面（三九 b）には二行あるが、判読できない。なお、三九 a ～ 四二 a は一連の断簡で、『論語』学而篇、何晏集解の一部である。これらに界線は確認できない。

### 四〇 a（オモテ面）

× □ ×  
× 時誦習 ×  
× 為悦懌 ×  
× □ ×

四〇b (漆付着面)



縦三・八cm、横四・三cmの断片である。文字は両面に確認できる。オモテ面(四〇a)には三行あり、行間は一・五cm、文字の大きさは一・二cm四方である。三行目の二文字目は大ぶりの字で書かれている。漆付着面(四〇b)には二行あるが、墨痕が明瞭ではなく、行間、字の大きさなどは計測できない。

きない。漆付着面(四一b)には一行確認できるが、大きさの計測は困難である。

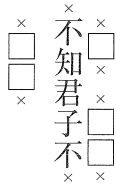
四二a (オモテ面)



四二b (漆付着面)



四一a (オモテ面)



四一b (漆付着面)



縦四・六cm、横三・三cmの断片である。文字は両面に確認できる。オモテ面(四一a)には三行確認できる。文字の大きさは〇・八cm四方であるが、行間は計測で

縦二・四cm、横二・五cmの断片である。文字は両面に確認できる。オモテ面(四二a)には二行あり、文字の大きさは〇・八cm四方である。行間は計測できない。二行目の一字目の部首はシタゴコロである。「也」の下には紙が残るが墨痕はない。漆付着面(四二b)には一行あるが判読できない。  
先に述べたように、三九a、四二aは『論語』学而篇、何晏集解の一部であり、復元すると後掲のようになる。断簡を文字に従って配置すると、P.L.18及び第18図のようになり、直径約八cmの円形で、中心部分が欠けた形となる。  
三九aの一行目は細字双行部で「学」にあたり、三行目の二文字は本文の文字で「楽乎」にあたる。  
四〇aの一・二行目は細字双行部分、三行目の一字目は細字双行部分で「同」、二文字目は本文の文字で「人」にあたる。なお、通行の写本では「説」である文字が「悦」となっている。

四一 a の一・二行目は細字双行部で、一行目の文字は「怒」及び「人有」にあたる。三行目は学而篇の第二条にあたるかと思われるが、残画がわずかであり、どの文字にあたるかは判断できない。

四二 a の二行目第一字は、『論語』何晏集解の該当部分周辺においてシタゴコロの部首をもつ文字を探すと「怒」にあたるが、断片の形状から考えて、四一 a の一行目の「怒」とは同一文字ではない。従って、当該条末尾の「君子不怒」の「怒」にあたると思われるが、通行の写本ではその次に「也」はない。やや疑問は残るものの、四二 a で「也」の直後に文字がないことを考えると、文末にあたることを考えてよく、「君子不怒也」とあるうちの末尾二字とみて矛盾はない。そうであるならば、一行目は「有所」にあたり、残画はこれにあてはまる。なお、この「有」字は四一 a の「有」字と同じ文字の一部である。

この『論語』何晏集解断簡は、四一 a に第三行目があることから考えて、一条目のみを抜き出したものではないことがわかる。また、漆付着面の方が乱雑に書かれていることからすると、オモテ面の『論語』何晏集解の方が一次利用面であったことが推定できる。

ただ、これが反古紙となった経緯にはいくつかの疑問点がある。『論語』何晏集解は本来完全な写本であった可能性があるが、そうだとするとそれが不要になって紙背を利用されるに至る経緯が説明されなければならない。逆に、仮に一部分だけの抜き書きだとすると、短い紙が単独で漆工房に払い下げられたということになり、不自然である。全文を丁寧<sup>ていねい</sup>に書写した習書で、完成後に不要となり、紙背が利用されたとみるのも一案であるが、さらなる検討を要する。

『論語』学而第一何晏集解の復元（実線は釈読できる文字、点線は残画に矛盾がない文字）

子曰学而時習之不亦悦乎

馬曰子者男  
子之通称謂

孔子也王曰時者學者以時誦習之  
誦習以時學無廢業所以為悅懼 有朋自遠方來

不亦樂乎

包曰同  
門曰朋

人不知而不愠不亦

君子乎

愠怒也凡人有所  
不知君子不怒也

〔『論語注疏』《十三經注疏》所収〕による。但し「説」は「悦」に改め、末尾「君子不怒」の下に「也」を加えた。



子曰学而時習之不亦悅乎

馬曰子者男子之通稱謂

孔子也王曰時者學者以時誦習之

誦習以時學無

所以為

有朋自遠方來

不亦樂

乎

包曰同門曰朋

人不知而不慍不亦

君子乎

慍怒也凡人有所

不知而不怒也

四三 (漆附着面)

□ 時時 □  
□ 歎歎 □  
□ □

縦六・二cm、横五・三cmの断片である。文字は漆附着面に三行残る。漆附着面からは一部の文字しか観察できないが、オモテ面から左文字で観察できる。行間一・四cm、字の大きさは一・三cm四方である。各行ごとに同じ字を繰り返しており、習書とみられる。

四四 (漆附着面)

□ □ □  
□ □ □  
□ 傷傷 □  
□ □ □

二重に折りたたまれた状態で出土したが、展開すると縦七・七cm、横五・八cmの逆三角形の断片となる。墨痕は漆附着面に四行確認でき、オモテ面から左文字で観察できる。行間一・六cm、字の大きさは一・六cm四方。各行ごとに同じ字を連ねた習書であろう。一行目の字の偏は「耳」、四行目の字の旁は「頁」である。

四五 a (オモテ面)

□ 得 □

四五 b (漆附着面)

□

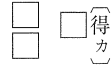
縦一・六cm、横一・二cmの断片である。文字は両面に確認できる。オモテ面(四五a)には三行あるが、完存せず、字の大きさなどの計測はできない。「得」の字の筆跡が四六・四七と似ているので、これらは同様の習書であろう。漆附着面(四五b)には一文字あるが、判読できない。

四六 (オモテ面)

□ 得<sup>(得カ)</sup> □  
□ 為 □

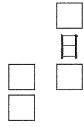
漆付着面どうしで二枚密着した断片のうち一枚。縦二・六cm、横二・二cmの断片である。文字はオモテ面に三行確認できるが、完存せず、文字の大きさなどは計測できない。習書の一部か。なお、もう一方の断片には墨痕は確認できない。

#### 四七 (オモテ面)



漆付着面どうしで二枚密着した断片のうち一枚。縦二・〇cm、横一・九cmの断片である。文字はオモテ面に二行確認できるが、完存せず、文字の大きさなどの計測はできない。これも習書か。なお、もう一方の断片には墨痕は確認できない。

#### 四八 (オモテ面)



縦二・三cm、横一・六cmの断片である。文字はオモテ面に二行確認できる。文字の大きさは〇・六cm四方で、行間は計測できない。

#### 四九 (オモテ面)



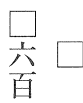
縦一・八cm、横二・〇cmの断片である。文字はオモテ面に二文字確認できる。大きさなどは計測できない。五〇と漆付着面どうしで密着する。

#### 五〇 (オモテ面)



縦一・八cm、横二・〇cmの断片である。文字はオモテ面に一文字確認できる。大きさなどは計測できない。四九と漆付着面どうしで密着する。

#### 五一 (漆付着面)



オモテ面どうしで二枚密着した断片のうち一枚。縦五・一cm、横五・二cmの断片である。文字は漆付着面に二行確認できる。大きさなどは計測できない。なお、もう一方の断片には墨痕は確認できない。

(八) 左京二条二坊五坪出土漆紙文書 第二〇四次調査 6 A F F

SD五三〇〇濠状遺構

縦二・三 cm、横三・七 cmの断片で、オモテ面に二行四文字の墨書が認められた。行間は二・三 cm、文字の大きさは一・四 cm四方である。界線は確認できない。

五二 (オモテ面)



JD28

縦六・九 cm、横八・五 cmの断片で、二片に分かれる。文字はオモテ面に確認できる。文字の上部に横界線とみられる墨線が三本、文字よりやや左に離れて縦界線が一本確認できる。横界線の間隔は一・一 cmである。本文書は、文字はほとんどみえないものの、界線が存在することにより本来は整った文書、帳簿類であったことが推定できる。空白部が多いことからすれば典籍ではあるまい。

SD五三一〇濠状遺構

五三 (オモテ面)

(埒カ)



風

JD34

(九) 西隆寺跡出土漆紙文書

第三二八次調査 6 B S R

茶褐土下層

五四―1 (オモテ面)

× 亀九年四月□

五四―2 (オモテ面)

□ □ 日充十四石五斗

已上<sup>〔三カ〕</sup>人別一升

□ 婆夷一人 已上<sup>三</sup>×

□ □ 鉄工二<sup>〔八カ〕</sup>

QNS5

縦九・二cm、横八・〇cmの断片である。現状で、漆附着面を内側にして、文字の行と平行に二回折りたたんでおり、大まかに言えば四枚重ねになっているが、折りたたまれた内側は複雑にしわになっている。復元的に展開すると直径三〇cmを超える。また、漆が厚く附着しており、長期間漆液に付されていたと推定できる。大きさ及び漆附着状況から、この漆紙文書は輸送用もしくは保管用の大型曲物が付せられていたと考えられる。なお、折りたたまれた内側の部分に紙の継目が観察できる。

現状で文字が確認できるのは、折りたたまれた状態で外側に出ている面(五四―2)が主であるが、分離した一断片についてのみ、反対側の面(五四―1)にも認められる。両者ともオモテ面に書かれており、本来同一の面であるが、折りたたまれた結果、反対面にみえているものである。五四―1は紙の継目より右側、五四―2は紙の継目より左側の位置にあたるが、相互の位置関係は確定できないため、二分して釈文を提示した。図版については、全体の形状を示すために、まず五四―2を掲載し、次いでここから分離した断片である五四―1を掲げ、かつ、五四―1が接続する位置を明示するために、五四―1の反対面、すなわち五四―2の一部分の写真を付した。

五四―1には文字が一行認められる。文字の大きさは〇・八cm四方である。「× 亀九年」は宝亀九年(七七八)にあたる。紙の継目との位置関係から考えて、当該の紙の末尾に近い位置にあたる。

五四―2には文字が四行認められる。一行目と二行目の行間は四・七cm、二行目と三行目細字右寄せ部分の行間は二・五cm、三行目本文と四行目の行間は二・五cmである。従って、一行目と二行目の間には一行分の空白があることになり(残存部分より上で記載が終わったか)、二行目は細字右寄せ部分にあたることになる。文字の大きさは本文一・二cm四方、細字〇・七cm四方である。なお、一行目

第一字目は言偏の文字である。

内容は、「□婆夷」と「鉄工」などの人員に対する米の支給に関わる帳簿であろう。「□婆夷」は優婆夷（在俗の女性仏教信者）と推定でき、尼寺西隆寺にふさわしい。

文書の年代については、宝亀九年の年紀が手がかりとなる。但し、この資料にみえる紙の継目が、もともと別の文書であったものを継文として貼り継いだものであるのか、当初から卷子装の帳簿を作成するために継いだものであるのかは、現状では確認しがたい。文字の大きさから考えて、年紀記載は細字部分にあたる可能性があり、その場合は後者であろう。前者であれば文書自体の年紀を示す可能性があるが、後者の場合は、文書作成年が宝亀九年以降であることしか確言できない。

いずれの場合でも西隆寺創建時点よりはやや降ることになるが、優婆夷および鉄工に食糧を支給する記載があることから考えて、西隆寺における何らかの施設の造営に関わる文書であることは間違いない。当該漆紙文書が出土した食堂院は、発掘調査の知見によれば奈良時代末から平安時代初頭において掘立柱建物から礎石建物に改修されたことがわかっている。当該文書が漆容器蓋紙として再利用されたのは文書作成年よりさらに降ることになるが、文書の内容も、蓋紙として使われた漆塗作業も、食堂院改修に関係する可能性がある。

## (一〇) 平城宮跡東院地区出土漆紙文書

第二四三・二四五―一次調査 6ALF

SE一六〇三〇井戸

### 五五（漆附着面）

□志保

AR52

縦三・五cm、横一・八cmの断片で、文字は漆附着面に確認できる。一行三文字認められ、界線はみえない。文字の残りが断片的であるので、文字の大きさなどの計測は困難である。

(一一) 平城宮跡造酒司推定地南出土漆紙文書

第二五九次調査 6 A A D

S D 一六〇〇溝

五六(オモテ面)

×□十二

×<sup>(伍カ)</sup>□拾参歩<sup>×</sup>  
得一町一段百八十

×段伯廿参歩<sup>損二</sup>  
得九段

×□拾肆歩<sup>損三</sup>  
得二段二百五十二

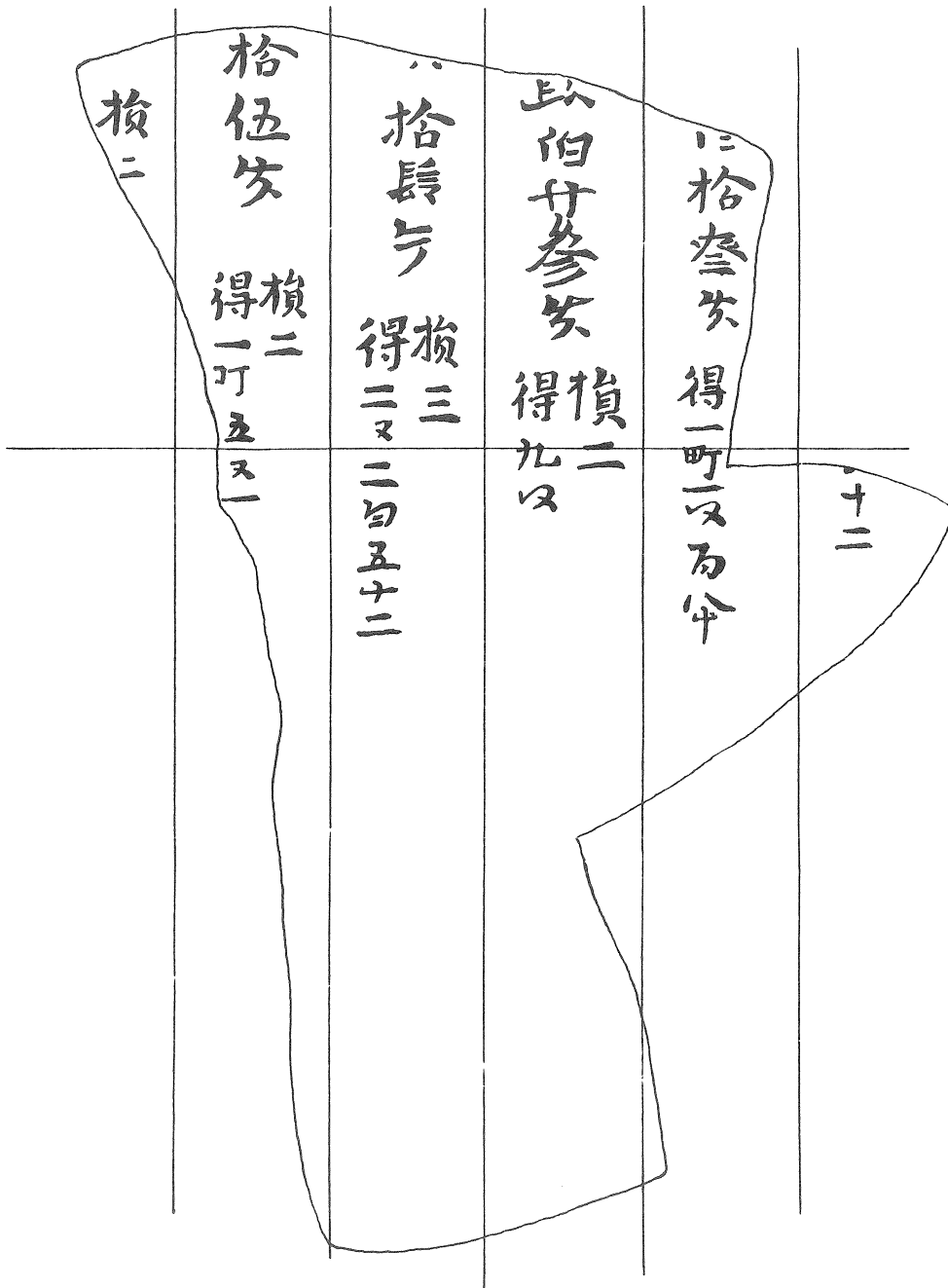
×拾伍歩<sup>損二</sup>  
得一町五段□<sup>(一カ)</sup>

×<sup>損二</sup>

0A15

漆付着面を外側にして四つ折りにされた状態で廃棄されていたが、展開すると直径約一六cmの円形に復元できる。大きさ、縁辺部の形状からみて、漆液を大きな容器から取り分けてパレットとして用いた皿または杯状の土器の蓋紙である。墨痕はオモテ面に六行、五二文字確認できる。字の大きさは本文で約一・〇

cm)・八cm四方、双行部で約〇・九cm四方である。縦横の界線が確認され、縦界線の界幅は約二・二cmである。横界線は三行目「得九段」の「九」の上部にかかる。本文は楷書体で大数字を、双行部は行書体で小数字を用いる。界線の存在、楷書体・大数字の使用、宮域内からの出土、などの条件から、諸国からの京進文書とみてよからう。なお、表面には茶褐色の方格状の線が認められる。大きさ、形状からみて国印の印影の一部に由来する可能性があるが、顔料は残っていない。内容は田積を列記し、それぞれの下に双行で「損」(損田)「得」(得田)の内訳を記す。得田は町段歩単位で田積を記すが、損田は「二」「三」のみしか記載がなく、損率(二分・三分)の意味であろう。なお、二〜四行目の得田積が三六歩の整数倍になっていることが注意される。現存する帳簿の中では、正倉院文書正集一六、天平一二年(七四〇)遠江国浜名郡輪租帳(『大日本古文書』編年文書巻二、二五八頁〜二七一頁)の損戸の夾名部が類似した形態と内容を持ち、『延喜式』主税寮、租帳条の記載もほぼ同様である。このことから本文書は租帳である可能性があるが、得田積を基準に記載している点が損田積を基準とする他の例と異なり、また、浜名郡輪租帳では損田・得田積が二四歩の整数倍で、田租一束あたりの田積が計算の基準になっているのに対し、本文書は田租計算上整数値にならず、租帳としては不自然な点もあるため、なお検討を要する。



第19図 第56号漆紙文書復元図